

《奨学生募集要項》

奨学金給与額と給与期間

区 分	給与月額	給与時期
高 校 奨 学 生	15,000円	5月・9月・1月に各4か月分
大 学 奨 学 生	40,000円	毎 月
外国人大学留学奨学生	50,000円	毎 月
高校奨学生特別一時金	90,000円	高等学校第2学年在学時に特別一時金で給与

奨学金給与の期間は高等学校(全日制)においては3年間、大学においては4年間とする。ただし、外国人大学留学奨学生については大学第3学年・第4学年の2年間のみ奨学金を給与する。

なお、大学奨学生が大学修学期間中に海外の大学に留学する場合、その期間中に限り、月額5万円を奨励金として別途給与することがある。

奨学金の給与は、本人名義の銀行口座に振込むものとする。

奨学生の応募資格

- (1) 孝心篤く、勤儉貯蓄の精神に富み、公徳心すぐれる等学業、人物ともに優秀、かつ、健康で、経済的な理由により修学困難な学生(外国人留学生含む。以下同じ。)、生徒。
- (2) 静岡県内の学校および神奈川県・東京都内の指定する学校の中学校第3学年、高等学校第3学年に在学し、又は大学(短期大学を除く。)に在学もしくは在学を希望する学生・生徒。

〈奨学生の区分について〉

大学奨学生の内「高校奨学生枠」及び「一般高校生枠」の2種類に区分する。高校奨学生枠は、スルガ奨学生を対象とする。

募 集 期 間

- (1) 高 校 奨 学 生 毎年10月1日～10月31日
- (2) 大 学 奨 学 生

}	(高校奨学生募集枠) 毎年4月10日～4月30日
	(一般高校生募集枠) 毎年2月1日～2月28日
- (3) 外国人大学留学生 毎年1月1日～1月31日
- (4) 高校奨学生特別一時金(高校第2学年在籍者)
(高校奨学生海外研修派遣) 毎年4月10日～4月30日

応 募 手 続

- (1) 応募希望者は、保護者(ただし、外国人大学留学生においては、身元引受人がある場合は身元引受人とする。以下同じ。)と連署した本財団指定の奨学生申込書(第1号様式)を現に在学する学校長に提出し、その推薦を受ける。
- (2) 奨学生申込書を受理した学校長は、応募資格を審査のうえ、「奨学生推薦調書」(第2号様式)を作成して、奨学生申込書とともに本財団に提出する。
- (3) 添 付 書 類
区、市、町、村発行の「所得証明書」(保護者と保護者以外の方が家計を維持している場合はその方。)

他の奨学金との併給について

他の奨学金との併給はしない。ただし、大学生、外国人大学留学生は除く。

選 考 と 採 用

学識経験者を含む奨学生選考委員会で、学力、人物、家計、健康等を審査選考し、適格度の高い学生・生徒から理事長が採用決定する。

採否決定と通知方法

奨学生の採否が決定したときは、在学学校長を経て本人に通知する。ただし、大学奨学生のうち現に在学していない時は直接本人に通知する。

申込書等記入上の注意

奨学生申込書、奨学生推薦調書等は、選考上の重要な資料ですから家庭や家計の事情がよくわかるようにくわしく正確に記入してください。

事実と相違した場合、採用されても後で採用取消しとなることがありますから注意してください。

- (1) 「氏名」は、住民票に記載されているものを記入する。
- (2) 「保護者(父母)の年収」は前年1年間の収入総額を所得証明書を参考にして記入する。(1万円未満は切捨)
- (3) 「保護者」と「世帯主」と違う場合は、その旨を記入する。
- (4) 家族とは、同一住居に居住し、生活を一にしている者をいう。次の場合は別居していても家族とみなす。
 - (A) 保護者(父母)または保護者以外の者で家計を維持している者が、出稼ぎ、勤務先の関係で別居している場合。
 - (B) 本来同居すべき者が就学、病気療養のため別居している場合。
 - (C) 家計を援助しているか、家庭から援助を受けている別居中の兄弟姉妹。
- (5) 「奨学金を必要とする」理由は、次のようなことについて記入する。
 - (A) 母子家庭、長期療養などの事情。
 - (B) 家計が苦しくて進学が困難な事情。

《採用後の注意》

学校と奨学生の連絡

奨学金の給与、書類の提出、奨学生の補導、その他財団と奨学生との連絡等は、在学学校長を経て行いますから各学校は本財団にご協力願ひ、下記の事項についてご配慮をお願いします。

在学証明書の提出

奨学生に採用された者が、高等学校又は大学へ入学したときは、直ちに在学証明書を本財団に提出する。

在学証明書を届け出ない者は奨学生となる資格を失いますから注意してください。(但し、大学奨学生〈高校奨学生募集枠〉で1年間の資格保留を認められた者は、翌年の4月15日までに提出する。)

奨学金の給与

奨学金の給与は、奨学生本人名義の銀行口座に直接振込むものとする。

学業成績および生活状況報告書の提出

奨学生は、毎年在学学校長を経て学業成績表(学校所定様式)および生活状況報告書を本財団に提出する。

奨学生の異動届出

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出ること。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、保護者が在学学校長を経て届け出ること。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人又は保護者の氏名、住所、その他重要な事項に変更があった

転学又は退学による奨学金の取扱

奨学生が無断で転学、又は退学したときは、奨学金の給与を辞退したものとみなす。ただし、転学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の給与を継続することができる。

奨学金の休止および停止

奨学生が留学あるいは休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給与を休止する。

奨学生が留年、退学又は停学、その他の処分を受けたときは奨学金の給与を停止することがある。

奨学生の学業又は性行などの状況により、奨学金の給与を停止することがある。

奨学生が学業成績表および生活状況報告書等を提出しない場合は、奨学金の給与を休止する。

奨学金の復活

奨学金の給与を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の給与を復活することがある。

奨学金の廃止

奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の給与を廃止することがある。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込がないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (5) その他、本財団の奨学生としての資格を失ったとき。

奨学金の辞退

奨学生はいつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

死亡の届出

奨学生が死亡したときは、保護者は在学学校長を経て、直ちに届け出なければならない。

奨学金の返還

奨学生が「奨学金の休止および停止」又は「奨学金の廃止」に該当し、受領済の奨学金がある場合には奨学生は、当該事由発生以後に相当する金額を、速やかに本財団に返還しなければならない。

奨学生の補導

奨学金を受ける学生・生徒に対し、会合・講演・スポーツ等を行い、奨学生同志の親睦をはかります。

高校奨学生海外研修派遣

奨学生の内、高等学校在籍者（2学年）で成績優秀であり、将来国際人として社会貢献の志を持つ者を海外に派遣します。